

◇ 未分割財産が分割された場合の相続税の申告

Q : 相続税の申告期限までに遺産分割が確定せず、法定相続分で申告しました。

この度、ようやく遺産を分割することができたのですが、実際の各相続人の取得分は、法定相続分と異なりました。このような場合、どうすればよいのでしょうか。

A : 修正申告及び更正の請求をするか、相続人間で税負担の調整をすることになります。

【解説】

遺産分割の成立により、新たに申告義務が生じた場合には期限後申告、既に確定した税額に不足を生じた場合には修正申告、当初申告した税額が過大となった場合には更正の請求ができることとされています。

更正の請求をする場合には、遺産分割が確定した日の翌日から4か月以内または法定申告期限から1年を経過する日とのいずれか遅い日までに行う必要があります。

ところで、修正申告等の手続きをするかしないかは任意です。分割後に税額に異動を生じたとしても、相続人間で税負担の調整をすれば、あえて修正申告等の手続きは必要ないことになります。

ただし、相続税額が減少する相続人の中で更正の請求をした人がいる場合で、一方、相続税額が増加する相続人が修正申告をしない場合には、修正申告をしない相続人に対して更正処分が行われます。

